

§ 2 環境基本計画の推進

1 環境基本計画の概要

青梅市環境基本計画は、環境にかかる諸政策を総合的かつ計画的に推進するための、基本となる計画です。将来においても青梅市が住み良い環境を形成していくため、市民・市民団体・事業者・滞在者・市が協働して取り組むこととし、各主体の環境へのかかわり方を示しています。青梅市の環境特性を生かした環境と調和したまちづくりを目指しています。

この計画の策定に当たっては、約30名の市民が参加した「市民会議」が中心となって、市内の検討組織と協働して平成17年3月に策定しました。

平成27年3月には、10年の計画期間を迎えたことから社会情勢に合わせる形で改定を行い、第2次青梅市環境基本計画として策定し、各施策を推進しています。

(1) 計画の位置付け

青梅市環境基本条例第8条にもとづき、青梅市総合長期計画を環境面から推進する計画として位置付けられます。

(2) 計画の対象とする範囲

生活環境の保全、自然環境の保全、ごみ削減・資源化、エネルギー、生物多様性、温暖化対策等の地球規模の環境問題に対応した地域社会からの行動、およびそれらを推進していくための仕組みづくり（情報提供、連携、教育など）を対象とします。

(3) 計画の期間

平成27年度を初年度として10年間とします。

(4) 計画を推進するに当たっての基本理念

○環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

○環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

○地球環境の保全等は、日常生活およびすべての事業活動において推進されなければならない。

(5) 計画の基本的な考え方

○震災による市民の価値観変化を踏まえた環境対策の推進

○市民と行政の協働による環境対策の推進

○民間と行政の協働による環境対策の推進

○分野横断的な環境対策の推進

(6) 計画全体の望ましい環境像を支える6つの環境テーマ

青梅市環境基本計画の目標は、「計画全体の望ましい環境像」とそれを支える6つの環境テーマ（緑、水、大気、ごみと資源、エネルギー、ひと）

の望ましい環境像からなっています。

私たちは、6つの環境テーマで示された基本方針ごとの取組みと重点アクションを進めることにより、望ましい環境像の実現を図っていきます。

(7) 計画全体と各環境テーマのキャッチフレーズおよび基本方針

☆美しい自然のふるさと青梅～豊かな環境を未来に引き継げるまち～

○緑…青梅の緑から地球の緑へ

- ・緑豊かな森林を守り、育て、活かす
- ・身近な自然を守り、育てる
- ・恵み豊かな農地を活かす
- ・人と動植物との共生を実現する

○水…流域市民を結ぶ、水の生まれるまち

- ・豊かな水源を保全する
- ・清冽な水質・豊かな水量を守る
- ・地域に根付いた水辺空間を再生する

○大気…澄んだ空気と思いやりのあるまち

- ・化学物質から大気環境を守る
- ・自動車による負荷から大気環境を守る
- ・生活に伴う負荷から大気を守る

○ごみと資源…創造に満ちあふれる循環型社会のまち

- ・4 Rを推進する
- ・廃棄物を適正に処理する

○エネルギー…持続可能で環境負荷の少ないまち

- ・エネルギーを有効に活用する
- ・エネルギーの地産地消を推進する

○ひと…市民がつくる未来のふるさと＝循環と共生のまち

- ・こころが通い合う「ふるさと」を育む
- ・環境のためのネットワークを共に創る
- ・自然を育む文化・歴史を伝え創造する
- ・マナーを守る地域コミュニティを育む

(8) 重点アクションの基本方針

○低炭素社会の構築-地球温暖化対策実行計画(区域施策編)-

- ・省エネルギー対策の推進
- ・再生可能エネルギー等の導入促進
- ・低炭素型の交通システムへの転換
- ・森林の整備による吸収源対策の推進

○循環型社会の更なる推進

- ・4 Rの推進
- ・ごみ削減強化と資源化の推進
- ・バイオマスエネルギーの応用
- ・農産物等の地産地消の推進

○生物多様性の保全

- ・「知る」～生物多様性への理解の促進
- ・「守り、育てる」～生物の生息・生育環境の保全と再生
- ・「伝える」～生物多様性の継承
- ・「参加する」～協働による生物多様性への取組

- (9) 青梅市生物多様性地域戦略「青梅ひとと生き物イキイキプラン」の策定重点アクション「生物多様性の保全」のアクションプランとして、平成30年8月に「青梅ひとと生き物イキイキプラン」を策定しました。

本プランでは、目指すべき将来像を「山・里・川・まち～自然の恵みを守り、活かし、みんなで未来につなぐまち青梅～」としております。市のみならず、市民、市民団体、事業者、専門家、滞在者など、青梅に関する全ての人々により、自然の恵みにあふれた青梅を未来に引き継げるよう、取組みを進めていきます。

(ア) 計画の位置付け

本市における生物多様性地域戦略として策定したものであり、国や東京都の計画や、本市の上位計画である「第6次青梅市総合長期計画」「第2次青梅市環境基本計画」等、関連計画との連携と調整をはかりつつ、さまざまな主体の参画と多様な分野との連携をはかりながら進めていきます。

(イ) 計画の対象とする範囲

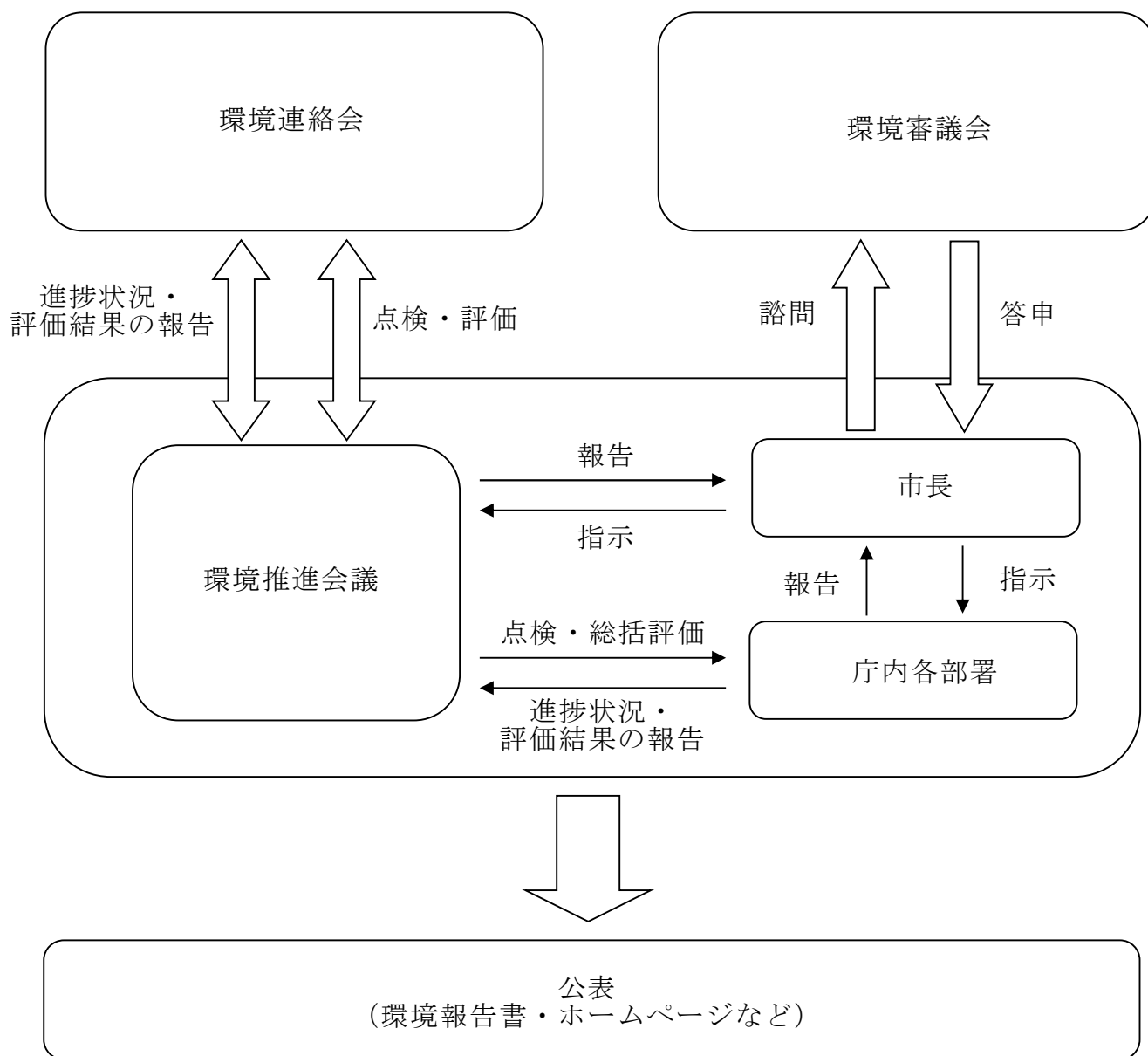
本戦略の対象区域は、本市全域とします。

また、本市を構成する地形は、隣接する自治体とのつながりをもって成り立っているため、周辺地域との連続性を考慮した取組みを検討する必要があります。そこで、必要に応じて広域的な取組の連携について検討を行います。

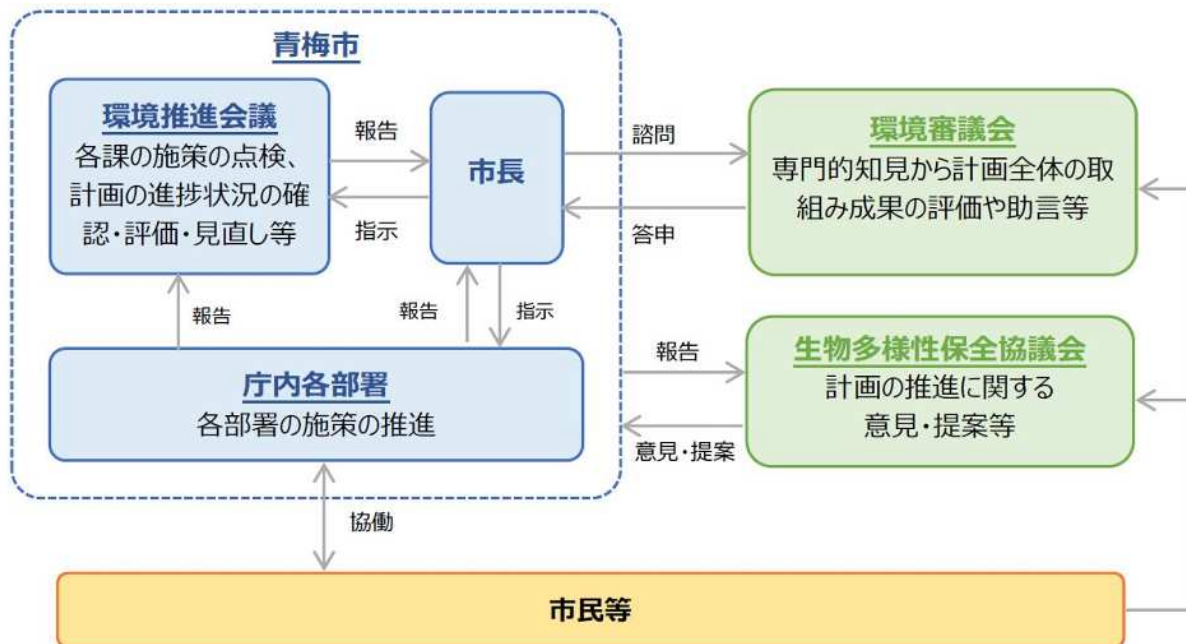
(ウ) 計画の期間

平成30年度を初年度として10年間とします。

2 環境基本計画の推進・進行組織



3 青梅ひとと生き物イキイキプランの推進体制



4 環境推進会議

(1) 目的

市のすべての課を横断する組織として、環境に係る施策を推進し、計画の進行管理を通じて全体の環境マネジメントを行います。環境連絡会等と連携して協働事業を行います。

(2) 役割

ア 各課で取り組む環境の保全にかかる施策・事業についての総合的な調整・推進と全職員に対する意識啓発

イ 環境連絡会等の市民・事業者との協働事業の実施

ウ 周辺市町村や都、国などと協働して取り組む施策・事業の実施と青梅市から周辺市町村などに対する環境情報の発信

エ 各課で取り組む環境の保全にかかる施策・事業についての点検・評価

オ 施策・事業の点検・評価結果を、環境連絡会と連携し、環境報告書を作成

カ 環境報告書に対する市民、環境審議会等からの意見をふまえ、次年度以降の年次計画に反映

(3) 青梅市環境推進会議設置要綱

ア 環境の保全等に関する施策について検討し、その円滑な推進を図るため、設置

イ 平成17年9月1日制定

ウ 庁内15名の部課長で構成

(4) 開催状況

第1回 令和2年11月12日

第2次青梅市環境基本計画と青梅ひとと生き物イキイキプランにおける令和元年度市の取組結果について ほか

5 環境審議会

(1) 目的

市長からの諮問に対し調査審議の後、答申するとともに、環境報告書やそれに対する市民等の意見をふまえ、専門的見地から計画の点検・評価を行います。また、計画の推進や見直しに当たって市長に助言を行います。

(2) 役割（青梅市環境基本条例第23条第2項に規定する事項）

ア 環境基本計画に関すること。

イ 環境への配慮に関すること。

ウ 環境の保全等についての基本的事項に関すること。

(3) 青梅市環境審議会規則

ア 青梅市環境基本条例（平成14年青梅市条例第34号）第23条第6項の規定にもとづき、青梅市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関する必要な事項を定めたもの

イ 平成14年7月20日施行

ウ 公募市民、各種団体等の代表、事業者、学識経験者、関係行政機関の職員15名以内で構成

(4) 開催状況

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和3年4月に延期。

6 環境連絡会

(1) 目的

市民、市民団体、事業者と行政の運営組織として、市の施策・事業の実施に対する点検・評価を行い、計画全体の進捗状況に対する意見・提案を行います。

(2) 役割

ア 取組内容に関する実施主体相互の共通理解と連絡調整

イ 市の施策・事業の実施、計画全体の進捗状況に対しての意見・提案

ウ 環境推進会議等の行政との協働事業の計画立案と点検・評価

(3) 登録団体数

17団体（令和3年3月31日現在）

(4) 開催状況

第1回 令和2年12月23日（新型コロナウイルス感染拡大防止のため
書面開催にて実施）

第2次青梅市環境基本計画と青梅ひとと生き物イキイキプランにおける
令和元年度市の取組結果について

(5) 取組事業

事業名	実施期間
クールビス運動	令和2年5月1日～令和2年10月11日
打ち水事業	打ち水ウィーク・・・令和2年7月26日～令和2年8月1日
ウォームビズ運動	令和2年11月1日～令和3年3月31日
エコドライブ運動	通年

7 生物多様性保全協議会

(1) 目的

青梅市における生物の多様性の保全および持続可能な利用に関する施策の推進のために必要な事項について協議します。

(2) 役割

ア 生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第13条にもとづき市が定める生物多様性地域戦略にかかる調査および検討に関すること。

イ 生物多様性の保全等に関する施策の企画および調整に関すること。

ウ その他生物多様性の保全等のために必要な事項に関すること。

(3) 青梅市生物多様性保全協議会設置要綱

ア 生物多様性保全協議会の組織および運営に関する必要な事項を定めたもの

イ 平成27年6月1日施行

ウ 公募市民、学識経験または専門的知識を有する者、各種団体の代表、関係行政機関の職員15名以内で構成

(4) 開催状況

新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期していた令和元年度分を書面開催にて実施

実施日 令和2年9月25日（金）

8 第2次青梅市環境基本計画 令和2年度 市の取組一覧

○・・・令和2年度中に実施(新型コロナウイルス感染症による延期または中止を除き令和2年度以前に一度でも実施した場合を含む。)
 □・・・令和2年度中に実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症により延期または中止となったもの(令和2年度以前から継続実施していた場合を含む。)
 △・・・調査・検討段階
 —・・・未着手

テーマ		基本方針		取組の方向性		
実施の有無	内容(未着手の場合は、その理由)	具体的施策	市の取組	2年度		
緑	(1) 緑豊かな森林を守り、育て、活かす	ア 森林の管理と保全				
		1 人工林の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都等が進める森林施策事業を活用して森林整備を行います。 ○ 手入れの行われていない森林を対象に、森林再生事業を推進します。 ○ 水源かん養、土砂流出・崩壊の防備、保健、風致などの機能に応じた保安林の指定により、自然環境・生活環境の保全を図るとともに災害の防止に努めます。 ○ 青梅の森は自然と人が共存できるように里山として整備・保全します。 ○ 松くい虫の防除対策を継続実施します。 ○ スギ・ヒノキ人工林から針広混交林へと誘導し、公益的機能の高い森林への回復を目指します。 ○ 森林保全リーダーを養成していきます。(別紙『3-2②2ページ重点アクション1(4)』にも記載) ○ 森林に対する環境保全のための、支援制度について検討します。(別紙『3-2②2ページ重点アクション1(4)』にも記載) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都が実施する多摩の森林再生推進事業の委託を受け、間伐および枝打ちを実施し、また、公益財団法人東京都農林水産振興財団の森林循環事業に協力しました。 ○ 東京都が実施する多摩の森林再生推進事業の委託を受け、荒廃が進んでいるスギ、ヒノキの人工林について間伐および枝打ちを実施しました。 ○ 自治会からの要望を受け、市を通して要望書を都に提出しています。保安林の指定にあたり治山等の工事を実施することになり、市は所有者から同意を得るため間に入って調整を行う働きかけをしています。 ○ 市および市民団体との協働により里山復活に向けた保全活動を通年で実施しました。 ○ 松枯れ予防重点地域(永山丘陵)において防除薬剤の樹幹注入および伐倒駆除を実施しました。 ○ 青梅の森は、青梅の森事業計画書に沿って、市民団体との協働により人工林の間伐、広葉樹林への転換などの事業を推進しました。 ○ 「青梅の森」で活動している任意のボランティア団体より、リーダー(委員長)を定めています。また、新たな担い手としての森林ボランティアの育成と組織化を図ることを目的に、一期1年間として育成講座を実施しています。 ○ 任意のボランティア団体が、「青梅の森」の運営・保全について協議できる場を設けています。 		
		2 協働による森林整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民ボランティアや企業等と連携した森林保全活動を実施します。(別紙『3-2②2ページ重点アクション1(4)』にも記載) ○ 森林ボランティア活動のPRを行います。(別紙『3-2②2ページ重点アクション1(4)』にも記載) ○ 緑に関する活動を行っている市民団体やNPO、企業等との交流の場づくりを検討します。(別紙『3-2②2ページ重点アクション1(4)』にも記載) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「青梅の森」において、ボランティア団体と連携して、保全活動等を行っています。また、新たな担い手としての森林ボランティアの育成と組織化を図ることを目的に、一期1年間として育成講座を実施しています。 ○ 「青梅の森」で市と協働しているボランティア団体の活動エリアに活動内容等記した看板を設置しPRするとともに、ホームページでもPRに努めています。また、森林ボランティアの育成講座を広報により募集しています。 ○ 青梅りんげん、森守会の講師による、森林ボランティア育成講座を実施しています。また、市民提案型協働事業の延長として様々な団体で構成した「身近な森林の活用を考える会」の中で交流が図られています。青梅の森では、市および市民協働団体(7団体)で交流の場を設け情報交換等を行いました。 		
		イ 林業の振興				
		3 林業経営の強化支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 林業従事者の人材の育成と確保に向けた担い手育成事業を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな担い手としての森林ボランティアの育成と組織化を図ることを目的に、一期1年間として育成講座を実施しています。森林環境譲与税を活用した担い手育成について、その手法等を森林整備推進協議会にて検討中です。 		
		4 地域木材の使用拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の公共施設の建設においては、地域木材の使用に努めます。また、地域木材を使用した木製品の採用に努めます。(別紙『3-2②2ページ重点アクション1(4)』にも記載) ○ 地域木材の普及PRを促進します。(別紙『3-2②2ページ重点アクション1(4)』にも記載) ○ 間伐材の利用方法について検討し、間伐材の利用を推進します。(別紙『3-2②2ページ重点アクション1(4)』にも記載) ○ 地域木材を使用した木工の体験・販売施設を検討します。(別紙『3-2③3ページ重点アクション3(3)』にも記載) ○ 地域木材での木質バイオマス活用を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設整備の工事において木材を使用する場合は、設計図書で多摩産材を指定し、使用しています。 ○ 森林の循環を円滑に促進するため、地域産材である多摩産材の普及PRを図り、公共施設および民間での利用拡大の推進を検討しています。 ○ 市内の未利用の森林資源の搬出と流通を促進させるに当たり、仕組みづくりを検討するために、地域内エコシステムの実現可能性調査により実施しました。 ○ 森林ボランティア育成講座の中でネイチャークラフト教室を実施しました。 ○ 情報収集に努めました。 		

テーマ		基本方針			
		取組の方向性		2年度	
		具体的施策	市の取組	実施の有無	内容(未着手の場合は、その理由)
緑 (2) 身近な自然を守り、育てる	ア 身近な自然の保全・育成				
	5 身近な自然の保全	○「青梅市公園施設長寿命化計画」にもとづき、公園施設の定期的な点検と計画的な回収を実施し、公園などの若返りを図ります。	○	定期点検等にもとづく遊具施設の消耗部材の交換や修繕、定期的な遊具の塗装を実施するとともに、「青梅市公園施設長寿命化計画」にもとづき一部遊具の更新を実施するなど、公園の若返りに努めました。	
		○「多摩川由来の崖線の緑の保全に向けてのガイドライン」にもとづく保全施策の検討を行います。	△	多摩川由来の崖線の緑の保全を保全する協議会」に所属し、保全について検討する場を設けています。	
		○市街地に隣接した丘陵地では、自然環境に影響を及ぼす施設について、適正な規制を行います。大規模な開発や土砂などの処分を目的とした土地の埋立て、盛土および切土は、原則として認めません。	○	開発や土砂の埋立て等については、東京都の多摩建築指導事務所、多摩環境事務所と情報共有、連絡を密にして、適正な指導、規制を行いました。また、自然環境保全啓発看板を市内6箇所に設置しています。	
	6 市街地の緑の創造	○公園緑地等の緑を更新する際には、郷土種に配慮した樹木・草花の種類を選定します。	○	公園緑地等の適正な管理・育成を図っていますが、緑を更新する際には、郷土種に配慮した樹木・草花の種類を選定するよう努めました。	
		○幹線道路沿いの限られた空間においては、植栽等に工夫を凝らした人目をひく緑化修景を推進します。	○	路線ごとに異なる樹種を植えるなどして、特色を持つよう工夫しています。	
		○道路の新設や既成道路の改修等に合わせ、街路樹や植樹帯の整備を推進・促進します。	○	H27年度改修工事時(幹32擁壁設置工事)に実施しました。	
		○保全区域・保存樹木等の指定により、緑の回廊(コリドー)形成に向けた整備に努めます。	○	青梅の森では生息する動物の回廊に配慮しながら保全を行っています。	
		○生垣やみどりのカーテン設備など宅地の緑化を推進します。	○	生け垣設置への助成制度を継続し、緑豊かな潤いのあるまちづくりを推進しました。みどりのカーテンについてはモニター事業やコンテストを実施しました。	
	7 緑のネットワークづくり	○社寺林や屋敷林等の平地林や名木・古木等の保全方を検討します。	○	天然記念物に指定されている名木・古木の保全を行いました。	
○公園・緑地等の整備に当たっては、計画段階から市民と協働で取り組みます。		○	市民と取り組む整備の一環として、遊具更新にあたり、市民の意見を聞いて選定を行いました。		
○緑に関する活動を行っている市民団体やNPO、企業等との交流の場づくりを検討します。		○	青梅りんけん、森守会の講師による、森林ボランティア育成講座を実施しています。また、市民提案型協働事業の延長として様々な団体で構成した「身近な森林の活用を考える会」の中で交流が図られています。青梅の森では、市および市民協働団体(7団体)で交流の場を設け情報交換等を行いました。		
イ 自然に親しむ場所の創造					
8 自然に親しむ場所と機会の創出	○自然環境に配慮した遊歩道・ハイキングコースの整備を行います。(別紙『3-2②3ページ重点アクション3(3)』にも記載)	○	「青梅の森」では、法にもとづく動植物の生息、生育地として自然環境に配慮し、散策路等の点検、修繕を実施しました。また、公園においても、自然環境に配慮し、維持管理を実施しました。		
	○環境教育が推進できるような森を整備します。	○	青梅の森では、景観整理伐採や市民団体との協働による保全活動等により散策路周辺の安心・安全を図りました。また、市内の小学5年生の総合学習、都内の社会科教師の環境学習の研修の場として利用されました。		
	○グリーンマップを作成します。(別紙『3-2②3ページ重点アクション3(2)』にも記載)	○	平成28～29年度に生物の生息・生育環境を調査し、マップデータを作成しました。		
	○森の木や街路樹にネームプレートをつけるなど、市民が自然環境に興味を持ち親しめるような取り組みを行います。	○	公園内に植栽されている樹木のネームプレートの設置を継続して実施しました。		
	○広場・公園・市の施設、園路などには、できるだけ天然素材を使用します。	○	公園内のベンチ等の設置および修繕において天然素材を使用しており、剪定枝のウッドチップ化を行い園路補修等で使用しました。また、市の施設の工事において、天然木材を使用しました。		
	○個人の庭を公開するオープンガーデンを推奨するための支援策を検討します。	○	(一社)青梅市観光協会と連携し、梅の里づくり実行委員会により選定されたオープンガーデンの所有者に、管理費用の一部を支援しています。		

テーマ					
基本方針					
取組の方向性					
	具体的施策	市の取組	2年度		
			実施の有無	内容(未着手の場合は、その理由)	
緑 (3) 恵み豊かな農地を活かす	ア 農地の保全				
	9 農地の利用集積の促進	○ 交流型農業・観光農業の推進に取り組みます。	○	田植えや稲刈りなど親子農業体験会を計画したが、コロナウイルス感染症防止や雨天のため未実施でした。収穫した米は後日参加者に配布しました。また、令和元年度以前には一般社団法人青梅市観光協会が主体となって、収穫体験事業を取り組んでいました。	
		○ 意欲ある農業者や新規就農者等への農地の利用集積を図り、農業経営の安定化と農地の保全を図ります。	○	農業経営基盤強化促進法にもとづき、認定農業者等に対し、利用権の設定を行い、農地の集約・集積を図りました。	
	10 遊休農地等の活用	○ 市民が土や農業に親しめる市民農園の継続を図るとともに、利用者と協働した管理体制の方策について検討します。	○	市民農園16か所、800区画の利用運営を図りました。	
		○ 管理体制が充実した貸し農園、企業や学校などの団体単位で借りられる農園など、新たなタイプの農園整備を検討します。	○	農家開設型市民農園と農業体験農園の開設者を広報で募集しました。	
	イ 人と環境にやさしい農業の推進				
	11 環境保全型農業の推進	○ 環境保全型農業の推進をPRします。	○	青梅市そさい振興会有機農業部会に対し、東京都エコ農産物認証シールを配布し、環境保全型農業のPRに努めました。	
		○ 事業者や農業団体、都や国と協力し、循環型農法・有機農法等の環境保全型農業の推進に取り組みます。	○	青梅市そさい振興会有機農業部会に対し、優良有機堆肥購入費の補助を行うとともに、環境保全型農業推進資材購入の支援を行いました。	
	ウ 農業の振興				
	12 農業の担い手の確保・支援	○ 農業の後継者育成、新規就農者の支援等を行います。	○	農業後継者組織等に補助金を交付し、農業後継者等の支援を行いました。	
		○ 援農ボランティアの育成に取り組みます。	○	援農ボランティアおよび受入農家の登録を募集し、援農ボランティアと受け入れ農家のマッチングを行いました。	
	13 地産地消の推進	○ 事業者等と協力し特産物の開発に取り組みます。	○	青梅市の農林業者等で構成された団体に対し、6次産業化にかかる事業に要する経費を補助しました。また、特産品の開発および多摩産材を使用した製品開発を行う事業に対し、令和2年度も引き続き、補助上限額で差別化を図り、支援を行いました。	
○ 地元産の農産物の販売促進に取り組みます。		○	青梅市農業祭での直売や杉並区等での直売事業に対し支援を行いました。		
○ 地元産の農産物の学校給食などへの使用を推進します。		○	青梅市そさい振興会学校給食部会等を通じて、市内で生産された農産物を学校給食の献立に積極的に使用し、地産地消の推進に努めました。さらに、農協を通じて青梅産米『キヌヒカリ』を3学期の各月に1回ずつ使用しました。 ※青梅産米は余剰分が生じたため、次年度4月に使用することとしました。 《令和2年度使用農産物》 キャベツ・小松菜・白菜・長ねぎ・人参・大根・じゃが芋・里芋・ブルーベリー・青梅産米		
	○ 農家の直売機会を拡大し、生産者と消費者のつながりを深めます。	○	フレッシュランド西多摩や杉並区役所での青梅市の農産物の販売を支援するとともに、農業祭において市内産農産物の販売を行いました。		
(4) 人と動植物との共生を実現する	ア 多様な動植物を育む自然環境の保全				
	14 青梅市生物多様性地域戦略の策定	○ 青梅市生物多様性地域戦略を策定します。	○	平成30年8月に青梅市生物多様性地域戦略「青梅ひとと生き物イキイキプラン」を策定しました。	
	15 地域の生態系の保全	○ 外来生物等の調査・対策に取り組みます。	○	アライグマ・ハクビシンの生息調査と駆除を実施しました。また、広報、HP、チラシ、ケーブルテレビを通じて、事業の市民周知を行いました。	
		○ 希少種の調査・保全に取り組みます。	○	青梅ひとと生き物イキイキプランの策定にあたり実施した生き物調査をもとに、戦略に希少な生き物の情報を掲載しました。	
		○ 鳥獣被害の調査・対策に取り組みます。	○	農作物被害防止のため、東京都猟友会青梅地区と業務委託契約を結び、有害鳥獣の捕獲に努めました。また、アライグマ・ハクビシン被害のある市民からの通報による駆除を行い、希少動物生息地点にて、外来種の生息調査を行いました。	
	○ 動物の移動経路を確保する緑の回廊づくりに努めます。	○	青梅の森では、生物多様性に配慮し、生息する動物の回廊の確保に努め保全活動を実施しました。		
16 市民の関心を高める環境整備	○ 市民・事業者と協働して、参加型の自然環境調査を行います。	○	青梅ひとと生き物イキイキプランの施策に反映しました。		

テーマ					
基本方針					
取組の方向性					
	具体的施策	市の取組	2年度		
			実施の有無	内容(未着手の場合は、その理由)	
水	(1) 豊かな水源を保全する	ア 水源の保全			
		1 広葉樹林化による水源かん養	○ 混交林化に取り組みます。	○	東京都の委託を受け、森林再生事業(間伐・枝打ち)の実施により、下層植生を豊かにして針広混交林化の推進を図ります。
			○ 森林ボランティア活動を支援します。	○	杉並区との共同で森林ボランティア育成講座第10期の活動を実施しました。
		2 水資源(湿地・地下水・湧水等)の保全	○ 地下水の使用量について監視を続けます。	○	規則で定める規模以上の揚水施設を用いて地下水を揚水している者から、年1回の揚水量の報告を受けました。
		3 水源域の保全	○ 環境を優先した施策を行い、水源域の保全に努めます。	□	おうめ環境フェスタ内で周知啓発を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。
		イ 貴重で限りある水資源の有効活用			
	4 雨水の活用	○ 学校、公共施設で雨水を活用します。	○	青梅市庁舎、第二小学校において雨水をトイレの洗浄水等に活用しています。	
		○ 市民が雨水の浸透施設を設置することに対し、一部の地域には補助を行います。	○	雨水流出抑制による治水効果と雨水浸透による地下水の涵(かん)養等を図るため、雨水浸透施設を設置した者に対して交付しました。 令和2年度 15件 69個 2,615千円	
		○ 市民が雨水を有効活用するための雨水タンクを設置することに対し、一部の地域には補助を行います。	○	雨水利用を促進し、水循環の再生を図るため、雨水小型貯留槽を設置した者に対して交付しました。 令和2年度 11件 12個 245千円	
	5 節水の推進	○ 節水の取り組みへの参加を呼びかけます。	○	東京都水道局と連携し、節水ステッカーの掲示等、市民に節水を呼びかけました。	
6 地下水のかん養と適正な河川水量の確保	○ 道路の透水性舗装、雨水浸透ます等の普及を促進します。	○	道路の透水性舗装整備を1箇所(幹32号線)行いました。また、開発行為の認定道路について、雨水浸透ますの設置を指導しました。		
(2) 清冽な水質・豊かな水量を守る	ア 河川の水質保全				
	7 河川の水質保全	○ 河川の水質調査を継続的に実施します。	○	定期的に河川の水質調査を行っています。	
		○ 事業所などに対し、排水に関する指導や啓発を行います。	○	特定施設等を設置している33事業場に対して水質検査を3回/年行い、排水基準を超過した事業所へは、注意、指導を行いました。(新型コロナウイルス感染予防に伴い、第1回目の水質検査が中止されました。)	
	イ 生活排水・事業所排水処理対策の推進				
	8 汚水施設未整備地域への対応	○ 公共下水道計画区域外の地域では、浄化槽整備事業を推進します。	○	令和2年度の浄化槽整備事業については、申請にもつき7基を新たに設置し、3基の個人所有合併処理浄化槽を受け入れました。これにより平成27年事業開始より合計288基が公設浄化槽となりました。	
		○ 下水道整備の促進、各種排水処理に関し、多摩川流域自治体と情報交換・交流を進めます。	○	多摩川上流域下水道事業対策協議会に参加し、関係自治体と情報交換・交流を進めました。	
9 農業や化学物質などによる水質汚染の防止	○ 化学物質等の水質汚染調査を定期的に行い、汚染等があれば対策と指導を行います。	○	定期的に河川の水質調査を行っています。		
	○ 市民団体と協働で下水道の仕組みを学べる取り組みを行います。	□	おうめ環境フェスタ内で実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。		
ウ 地下水汚染の防止					
10 土壌汚染対策の推進	○ 不法投棄のパトロールを行います。	○	平日に市内全域を対象にパトロールを実施しました。		

テーマ					
基本方針					
取組の方向性					
	具体的施策	市の取組	2年度		
			実施の有無	内容(未着手の場合は、その理由)	
水 (3) 地域に根付いた水辺空間を再生する	ア 清流の復活と水生生物の保全				
	11 ごみの不法投棄防止対策の推進	○ 河川への不法投棄物に対しては、すみやかな対応を行います。	○	河川への不法投棄に対し、迅速な対応を実施しました。	
	12 水生生物等の調査・保全	○ 市の施設に青梅の水生生物を展示し、保護・育成への取り組みを訴えます。	□	新型コロナウイルス感染症によるふるさと祭りの中止に伴い、霞川くらしの楽校によるパネル展示などが未実施でした。	
	13 河川(水辺空間)の生態系の保全	○ 水生生物等について調査し、生物多様性の保全を推進します。	○	青梅ひとと生き物イキイキプランの施策に反映しました。	
		○ カワウ対策について、国や都と連携して取り組みを推進します。	○	令和元年度に奥多摩漁業協同組合からカワウの調査結果の情報提供を受け、今後の対策を協議しました。	
	イ 自然と親しめる水辺の再生と創出				
	14 市民の憩いの場としての水辺空間の整備	○ 河川環境の改善について、国、東京都と連携して取り組みます。	□	親水事業を通じて、河川について啓発活動を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。	
		○ 河川で遊ぶことができる場所について、市民や子どもたちの声が反映されるよう、関係機関に働きかけます。	○	国および東京都に対して、多摩川、霞川、成木川、黒沢川における親水性を考慮した施設を含めた整備等について要請しました。	
		○ 河川のコンクリート製構造物等を見直し、調和のとれた河川環境を目指します。	○	国および東京都に対して、多摩川、霞川、成木川、黒沢川における環境を配慮した整備等について要請しました。	
	15 親水事業の充実	○ 子どもが水辺等で親しめる施設、遊歩道の整備等について検討します。	○	台風被害等による水辺の環境の変化について、水辺環境団体から情報収集を行い、検討を行いました。また、多摩川、霞川については、国および東京都に対し水辺等で親しめる施設等の整備について要請しました。	
		○ 河川の保全を進める市民団体等の活動を支援します。	○	霞川については、霞川子どもの水辺協議会に加わり、市民団体を支援しています。多摩川については、市民団体とともに協働でのイベントを計画・検討しており、おうめ水辺の楽校運営協議会の中で、関係団体との連携を図りました。	
	大気 (1) 化学物質から大気環境を守る	ア ごみ処理による大気汚染の防止			
		1 ごみ排出量の削減	(事業者:廃棄物減量への努力をします。)	(○)	取り組み対象が事業者であるため()としています。なお、市の対応はごみ排出量の削減については、環境のテーマ4「ごみと資源」に包含されます。
		2 ごみの自家焼却等の防止	○ ごみ等の自家焼却に関する規制を徹底します。	○	苦情があれば、原因者に指導すると共に、市の広報やホームページに焼却禁止について掲載し呼びかけを行っています。
			○ 剪定枝等は資源化を推進し、自家焼却の防止に取り組みます。	○	剪定枝を収集し、粉碎処理をした後、肥料の補助剤等として、市民に配布しました。
イ 事業活動による大気汚染の防止・負荷軽減					
3 有害物質排出量の抑制		○ 事業所などの大気汚染物質の使用について、状況の把握と事業者への指導を行います。	○	VOCについて、一定量以上の取扱い業者から定期的に報告を受けています。	
ウ 地球規模の大気汚染防止					
4 オゾン層破壊の防止		○ オゾン層破壊物質の使用禁止の広報に努めます。	○	パンフレット等を窓口で配布しました。	
5 酸性雨対策の推進		○ 市民および事業者へ有害化学物質の情報提供をします。	○	パンフレット等を窓口で配布しています。	
6 ダイオキシン等による汚染の防止		○ ダイオキシン等の有害化学物質について、継続的に調査を行います。	○	定期的に調査を実施しています。	
	○ 国や都と連携し、汚染防止対策に努めます。	○	ダイオキシンの発生原因となる焼却行為について、行わないよう指導を行っています。		

テーマ		基本方針			
		取組の方向性			
		具体的施策	市の取組	2年度	
				実施の有無	内容(未着手の場合は、その理由)
大気	(2) 自動車による負荷から大気環境を守る	ア 道路と周辺環境の整備・改善			
		7 道路騒音・振動の防止	○ 道路の騒音・振動について、継続的に調査を行います。 ○ 調査データの分析を行い、問題があれば対策に取り組みます。	○	年1回9か所で調査を実施しています。
		8 道路の整備・周辺環境の改善	○ 街路樹を保全して、道路環境や景観の改善に努めます。	○	適正に管理を行いました。
			○ 植樹帯や緑化壁のある道路整備を推進します。	○	都市計画道路の設計作業において、植樹帯の整備を盛り込みました。
		9 粉じん防止対策の推進	○トラック等を原因とする粉じん被害の防止に取り組みます。	○	市内の採石場等については、事業者との間でダンプトラック運行台数等について公害防止協定を締結するとともに、運転者講習会等でシート掛けの励行等呼びかけています。
		イ 公共交通等の利用促進および自動車の適正な利用			
		10 自動車利用の抑制、徒歩・自転車の活用促進	○ 広報などを通してノーマイカーデーなど、車の使用を控えるよう呼びかけます。(別紙『3-2②1ページ重点アクション1(3)』にも記載)	○	公共交通機関の推奨などを周知しています。
			○ レンタサイクルシステムの充実を図ります。(別紙『3-2②1ページ重点アクション1(3)』にも記載)	○	東京都と公益財団法人東京都観光財団が実施した西多摩地域におけるシェアサイクル実証実験に協力しました。
			○ 市職員の通勤時のマイカー使用を制限します。	○	毎月第2金曜日に自粛を呼びかけています。
			11 公共交通の充実・利用促進	○ 公共交通事業者に利便性・快適性の向上を要請します。	○
		○ 公共交通空白地域の改善に努めます。(別紙『3-2②1ページ重点アクション1(3)』にも記載)		○	河辺1~3丁目地区の住民アンケートを実施し、要望の把握に努めました。
		○ 公共交通の利用促進を図ります。(別紙『3-2②1ページ重点アクション1(3)』にも記載)		○	公共交通ガイドやバスのペーパークラフトを配布し、利用促進を図りました。
		○ 旅客施設や車両等におけるバリアフリー化を要請します。		○	西多摩地域広域行政圏協議会を通じ、駅施設のバリアフリー化を要請しました。
		12 低公害車の導入推進	○ 公用車は率先して低公害車へ切り替えます。	○	車両 23台を電気自動車、3台をプラグインハイブリッド車に更新しました。(新車 26台)・・・都指定低公害車区分選定。
13 エコドライブの推進	○ エコドライブの重要性を周知します。(別紙『3-2②1ページ重点アクション1(3)』にも記載)	○	エコドライブステッカーの配布やポスターの掲示を行っています。		
14 事業車両・大型車両への啓発	○ 公用車の適正な運用を行います。	○	必要最小限の使用にとどめるとともに、使用に当たってはPHVやEV等、電動車を極力使用するように努めました。		
	○ 大型車両運転者へ啓発活動や広報を実施します。	○	青梅市内にある採石場等に入出入りするダンプトラックについては、運転者講習会など機会あるごとに、ダンプトラックの運行に伴う騒音・振動などの公害軽減と交通安全について呼びかけを行っています。		

テーマ				
基本方針				
取組の方向性				
	具体的施策	市の取組	2年度	
			実施の有無	内容(未着手の場合は、その理由)
大気 (3) 生活に伴う負荷から大気環境を守る	ア 騒音・振動、悪臭、化学物質等の対策推進			
	15 生活騒音対策の推進	(市民:楽器や音響拡声装置等の使用時には、近隣へ配慮します。)	(○)	(取り組み対象が市民であるため())としています。なお、環境政策課では、騒音等の苦情が入った際、原因者に改善するように指導しています。)
	16 建設・解体工事等の騒音・振動・粉じんの防止	○ 騒音・振動・粉じん等について、被害状況を発生原因者に知らせ、具体的な改善策を指導します。	○	苦情への対応については、発生源が分かればその原因者に改善するよう指導しています。
		○ 低騒音・低振動の建設機械を使用するよう指導します。	○	特定建設作業に使用する建設機械については、極力低公害型の機械を使用するよう求めています。
	17 悪臭の防止	○ 悪臭防止対策を行います。	○	工場・指定作業所の設置者に対して、悪臭の発生源になるようなものについて対策を取るよう指導しています。悪臭苦情の原因となる焼却行為について、行わないよう指導しています。
		○ 悪臭が発生した際は、関係機関と連携し迅速な対応を行います。	○	苦情があれば関係機関と連携して対応しています。
	18 有害化学物質の使用制限	○ 市民や事業者へ、シックハウス・シックスクール等の影響について知らせます。	○	シックハウスに限定した対応はしていないが、有害化学物質の使用量削減について、都のアドバイザー制度の紹介など周知啓発に努めています。また、ホルムアルデヒド等の数値について、全校調査を実施し、ホームページで公表しています。
		○ 公共施設においては、シックハウス対策資材を使用します。	○	ホルムアルデヒド等の数値について、全校調査を実施し、ホームページで公表しています。
		(事業者:低周波公害をよく認識し、抑止対策に最善を尽くします。)	○	工事では、シックハウス対策について特記仕様書等で定め、その材料を使用しています。
	19 低周波公害等の対策推進	(事業者:低周波公害をよく認識し、抑止対策に最善を尽くします。)	(○)	(取り組み対象が事業者であるため())としています。なお、環境政策課では、騒音等の苦情が入った際、原因者に改善するように指導しています。)
	イ 花粉症対策の推進			
20 針葉樹林の適正管理	○ 東京都や関係機関と連携して、森林整備事業を推進し、森林の適正管理を推進します。	○	東京都が実施する多摩の森林再生推進事業の委託を受け、間伐および枝打ちを実施し、花粉の発生源対策に努めました。森林経営管理法を適用した所有者不明林について森林整備を推進するための検討を実施しました。	
21 花粉の少ないスギ等への植え替え	○ 東京都等が進める森林施策事業を活用して森林整備を行います。	○	公益財団法人東京都農林水産振興財団が実施している森林循環促進事業(花粉対策事業)について情報共有を図り対応しました。	
ごみと資源 (1) 4Rを推進する	ア ごみゼロ社会の構築			
	1 生産段階からの取り組みの推進	○ 抜本的なごみ減量対策の実施に向けて努力します。	○	ごみの分別をごみ情報誌、AIチャットボット、ごみ収集カレンダー、HP等で啓発するとともに、適宜広報でごみ減量手法を啓発しました。
	2 廃棄物の削減	○ 拡大生産者責任の強化を国や都、事業者に呼びかけていきます。(別紙『3-2②2ページ重点アクション2(2)』にも記載)	○	都に対して、東京都市町村清掃協議会を通じて、EPR(生産者責任)法の整備による事業者責任の拡大を国に要請するよう要望しました。
		○ 公共施設建設には、LCA(ライフサイクルアセスメント)を取り入れます。	○	工事において、東京都環境物品等調達方針(公共工事)に準じて環境に配慮したリサイクル材料を使用しています。
	3 リサイクルネットワークの構築	○ 収集したごみの資源化を推進します。	○	ごみの選別処理等により、資源化を推進しました。
		○ 民間事業者が誰でも参加できるようなリサイクルのネットワーク体制を作ります。(別紙『3-2②2ページ重点アクション2(2)』にも記載)	○	リサイクル推進協力店認定制度を実施しています。
4 廃棄物処理・リサイクル費用の認識	○ ごみ減量に向けて、市民・事業者を対象に、ごみ処理の現状に関する講座を展開するとともに、減量についてアイデアを募集し、ごみ減量の協力を呼び掛けます。(別紙『3-2②2ページ重点アクション2(2)』にも記載)	○	出前講座を実施し、市民へごみ減量の協力を呼び掛けました。	
	○ 市内で発生するごみの質・量・処理やリサイクルにかかる費用をわかりやすく公表します。	○	ごみ情報誌およびHPで、ごみ量・処理費用等を公表しました。	

テーマ		基本方針				
		取組の方向性		2年度		
		具体的施策	市の取組	実施の有無	内容(未着手の場合は、その理由)	
ごみと資源	(1) 4Rを推進する	イ 4Rの推進				
		5 グリーンコンシューマー運動の推進	○ グリーンコンシューマー運動推進のための情報を提供します。 (別紙『3-2②2ページ重点アクション2(1)』にも記載)	○	広報等により啓発しました。	
			○ 授業や学校活動において、児童・生徒が4Rについて学習する機会を増やします。 (別紙『3-2②2ページ重点アクション2(1)』にも記載)	○	小・中学校の家庭科・総合的な学習の時間等の中で取り組みました。	
		6 リフューズ・リデュースの推進	○ マイバッグ持参運動を推進します。 (別紙『3-2②2ページ重点アクション2(1)』にも記載)	□	青梅市オリジナルマイバッグを作成し、市民への意識調査アンケートとともにマイバッグを配布し、マイバッグ持参への啓発活動を行う予定でしたが、コロナウイルス拡大防止の観点からマイバッグ作成のみに留まりました。	
		7 リユース・リサイクルの推進	○ リターナブル・リサイクル製品を購入・使用します。	○	消耗品購入の際、グリーン購入を心がけました。	
			○ リサイクル推進協力店を支援します。 (別紙『3-2②2ページ重点アクション2(1)』にも記載)	○	リサイクル推進協力店をHPで紹介しました。また、広報により新規募集を行いました。	
			○ 修理・リフォーム・再商品化技能者を支援します。 (別紙『3-2②2ページ重点アクション2(1)』にも記載)	□	産業観光まつりで玩具修理ブースを設けていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により産業観光まつりが中止となりました。	
		○ ごみの資源化に努めます。	○	ごみの分別を行い、資源化を図りました。		
		○ 資源の集団回収を奨励します。 (別紙『3-2②2ページ重点アクション2(1)』にも記載)	○	資源物は、地域の集団回収に出すよう協力を呼び掛ける啓発を広報、ごみ減量・リサイクル通信およびHPで行いました。		
	ウ ごみ処理施設を必要としない社会の形成					
		8 できるだけ環境負荷の少ない処理方法の研究・実践	○ ごみの資源化を推進し、焼却ごみを減らします。 ○ サーマルリサイクルを含め、プラスチック類の全量リサイクルを推進します。 (別紙『3-2②2ページ重点アクション2(1)』にも記載)	○	ごみの分別を行い、資源化を図りました。	
		9 市内で実施可能なごみの処理方法の検討・実施	○ リサイクルや処理方法に関するネットワーク運動を支援し、地域内処理の仕組みづくりを検討します。 (別紙『3-2②2ページ重点アクション2(1)』にも記載)	○	市内でフードバンク活動をしている「フードバンク青梅」に、市がフードドライブで回収した食品等を寄付し、地域内における食品類の有効活用を図りました。	
		10 生ごみ等の資源化の推進	○ 生ごみ、剪定枝等の資源化を推進します。	○	生ごみについては、ダンボールコンポストの作成方法等をホームページで紹介し、啓発を行いました。また、剪定枝はチップ化して、肥料の補助剤として資源化しました。	
	(2) 廃棄物を適正に処理する	ア 一般廃棄物の適正処理				
11 ごみ処理体制の整備		○ 分別収集体制の充実に努めるとともに、より経済的・効率的な収集・処理方法の検討を行います。	○	経済的・効率的な収集・処理方法の検討を行いました。		
		○ ごみ処理施設の計画的な整備・更新等を行います。	○	リサイクルセンターの延命化計画にもとづき、設備の更新を行ったと共に、容器包装プラスチック処理ラインを新設しました。		
12 野外焼却等の防止		不法な野焼き、不適合焼却炉による焼却の取り締まりと周知に努めるとともに、指導を行います。	○	不適切な焼却の禁止については、市の広報やホームページに掲載して周知を図るとともに、苦情等があった場合には、指導を行っています。		
イ 産業廃棄物等の適正処理						
13 産業廃棄物の適正処理	○ 不法投棄の実態を把握し、対応していきます。	○	廃棄物のパトロールを実施し、産業廃棄物の場合は都に通報しています。			
14 建設発生土の適正処理	○ 建設発生土の活用について、運用・指導を行い、事業者間でスムーズに活用できるようにします。	○	活用土組合にて発生土の運用を管理し、採石場の自然環境復帰のため、活用しています。また、発生場所から活用先までの運搬について報告を得ています。			

テーマ		基本方針			
		取組の方向性			
		具体的施策	市の取組	2年度	
				実施の有無	内容(未着手の場合は、その理由)
エネルギー	(1) エネルギーを有効に活用する	ア 省エネルギーの推進			
		1 ライフスタイルの見直しと省エネルギー行動の実践	<p>○ 地球温暖化対策実行計画を進めます。</p> <p>○ 市民のライフスタイル見直し、省エネルギー活動のための情報提供として、環境家計簿等の市民向けパンフレットを作成します。(別紙『3-2②1ページ重点アクション1(1)』にも記載)</p> <p>○ 省エネルギーの取り組みを進めるための環境学習を企画・開催します。(別紙『3-2②1ページ重点アクション1(1)』にも記載)</p> <p>○ 省エネルギーをはじめとして、環境に配慮した取り組みを積極的に推進している事業者を認定する制度の導入を検討します。(別紙『3-2②1ページ重点アクション1(1)』にも記載)</p>	○ △ ○ △	<p>「第4次青梅市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、取り組んでいます。</p> <p>東京都作成の「家庭の省エネハンドブック」を窓口で配布しています。</p> <p>みどりのカーテンモニターやコンテストを実施しています。</p> <p>市内事業者の地球温暖化対策の取り組み状況を把握するため、情報収集を実施しました。</p>
		2 省エネルギー機器・設備の導入促進	○ グリーン購入を推進します。(別紙『3-2②1ページ重点アクション1(1)』にも記載)	○	全庁的にグリーン購入を推進し、市民に向けてパンフレットの配布を行っています。
			○ 市民のために、「環境にやさしい」という観点で見た、具体的な商品や企業の情報を提供します。	○	国等から提供されたパンフレット等を窓口で配布しています。
		3 環境負荷の少ない製品の製造と購入	○ 公用車の導入の際は、低公害車を選びます。また、燃料電池自動車等の次世代自動車について調査研究します。(別紙『3-2②1ページ重点アクション1(3)』にも記載)	○	車両 23台を電気自動車、3台をプラグインハイブリッド車に更新しました。(新車 26台)・・・都指定低公害車区分選定。燃料電池自動車については注視していきます。
			○ 環境に配慮した電力調達契約締結に努めます。	○	「青梅市電力の調達にかかる環境配慮方針」を定め、環境に配慮した電力調達契約を締結しました。
		4 流通によるエネルギー消費の削減	(事業者:LCA(ライフサイクルアセスメント)により、環境負荷の少ない製品への改良・開発、流通・廃棄・リサイクルの検討をします。)	(○)	(取り組み対象が事業者であるため()としています。なお、環境政策課では、市内事業者を含む団体にエコドライブポスターを配布したり、窓口で「環境にやさしい」観点の商品等の情報について国等から提供されたパンフレットを配布しています。)
		イ エネルギー高度利用の推進			
		5 建築物の省エネルギー対策の推進	○ 市民の省エネルギーの取り組みを支援します。	○	国等から提供されたパンフレット等を窓口で配布しています。
			○ 「建築物環境計画制度」の周知を図ります。	○	パンフレット等が届いた場合は、窓口配布を行っています。
			○ 公共施設には、太陽光発電などの再生可能エネルギー設備を積極的に導入します。	○	本庁舎等において再生可能エネルギー設備を導入するとともに、屋根貸し事業を実施しています。
		6 複合的な省エネルギー施策の展開	○ 公共施設には、高効率空調設備などの省エネルギー設備を積極的に導入するとともに、BEMS(ビルエネルギー管理システム)の導入を検討します。	○	小学校特別教室等空調機整備工事、小中学校トイレ工事では、高効率空調設備、節水型便器を採用しました。ただし、BEMSの導入は行いませんでした。
			○ 施設設備改修時には環境意識を踏まえた、省エネルギー、省CO2型の設備改修に努めます。	○	施設設備改修時には、東京都環境物品等調達方針(公共工事)に準じて、環境に配慮した材料、機器を使用しています。
		7 再生可能エネルギーを活用した自立分散型電源への移行	(市民・事業者:太陽光発電機器等の設置など再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、自然採光や自然通風など自然エネルギーの積極的な利用を進めます。)	(○)	(取り組み対象が市民・事業者であるため()としています。なお、市では本庁舎等において再生可能エネルギー設備を導入するとともに、屋根貸し事業を実施しています。また、国等から提供されたパンフレット等を窓口で配布しています。)

テーマ	基本方針			
	取組の方向性			
	具体的施策	市の取組	2年度	
実施の有無			内容(未着手の場合は、その理由)	
エネルギー (2) エネルギーの地産地消を推進する	ア 再生可能エネルギー等の利用促進			
	8 太陽光発電システム等の普及・促進	○ 再生可能エネルギー等の導入を促進します。	○	屋根貸し事業の推進を行っており、市ホームページへの掲載や国等から提供されたパンフレット等を配布しました。
		○ 再生可能エネルギー等の効率的利用に向けて、蓄電池等の導入促進を図ります。	○	国等から提供されたパンフレット等を窓口で配布しています。
	9 木質バイオマスエネルギーの利用促進	○ 木質バイオマスの活用に向けて、事業化の検討を行います。 (別紙『3-2②1ページ重点アクション1(2)』にも記載)	○	情報収集に努めました。
		○ 木質バイオマスの利用促進に努めます。 (別紙『3-2②1ページ重点アクション1(2)』にも記載)	○	国等から提供されたパンフレット等を窓口で配布しています。
	10 小水力発電の導入検討	○ 小水力発電等の導入を検討します。 (別紙『3-2②1ページ重点アクション1(2)』にも記載)	○	導入可能性を調査しましたが、現段階での導入は困難と判断し、見送ることとしました。
	11 BDF(バイオディーゼル燃料)の利用促進	○ 廃食用油をBDF(バイオディーゼル燃料)化し、公用車などの燃料として活用します。 (別紙『3-2③3ページ重点アクション2(3)』にも記載)	○	リサイクルセンターにおけるごみ処理で使用するホイールローダの燃料としてBDFを使用しています。また、回収した廃食用油は、BDF製造業者へ売払いを行っています。
	12 その他の再生可能エネルギー等の導入検討	○ コージェネレーションシステムの普及啓発を図ります。 (別紙『3-2②1ページ重点アクション1(2)』にも記載)	○	国等から提供されたパンフレット等を窓口で配布しています。
		○ 食品系バイオマス利用設備の導入や未利用熱利用方策などについて調査・研究を行います。	○	リサイクルセンターにおけるごみ処理で使用するホイールローダの燃料としてBDFを使用しています。また、回収した廃食用油は、BDF製造業者へ売払いを行っています。
ひと (1) こころが通い合う「ふるさと」を育む	ア 人や生き物を思いやるこころの育成			
	1 自然の豊かさ、尊さを知る環境学習の推進	○ ビオトープなど、環境学習を推進します。	○	親水事業を市民団体と協働で実施しました。
	2 挨拶が行きかう、笑顔のあふれるまちづくり	(市民:人にあいさつをすること、こころで接すること、信頼感をもちあうことを大事にします。人には笑顔で接し、ユーモアを大事にします。)	(○)	(取り組み対象が市民であり、市では関係課を限定しないため)としています。なお、青梅市子どもルールで「心やさしく、笑顔であいさつをしよう」のもと、小学校であいさつ運動を実施しています。また、市では職員が笑顔で接遇することを心がけるとともに、部署ごとにあいさつ運動に取り組んでいます。
	イ やすらぎのある地域づくり			
	3 公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	○ 公共施設のバリアフリー化や、ユニバーサルデザイン化に取り組みます。	○	市民センター等で車いす等用のスロープを設置するなどバリアフリーに取り組みました。
	4 安心して歩ける道路環境の整備	○ 安心して歩ける歩道を整備します。	○	令和元年度に幹32号線において歩道を整備しました。都市計画道路の設計作業において、歩道の整備を盛り込んでいます。
		○ 大型車両の通行マナーの向上に向けた普及啓発を行います。	○	青梅市内にある採石場等に入出入りするダンプ運転手には、春秋の運転者習会等を通じて運転マナーの向上について呼びかけを行っています。
		○ 歩行者等の安全を確保して道路工事を行います。 ○ 電線類の地中化を推進します。	○ ○	○ ○
	ウ 歴史と風土が調和したまちなみの実現			
	5 自然と調和したまちなみの保全	○ 「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづき、自然と調和したまちなみの保全に引き続き取り組みます。	○	平成27年度に指定した「多摩川沿い景観形成地区」において「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづく景観誘導を行いました。
○ まちなみ保全に取り組む市民団体を支援します。		○	青梅駅周辺景観形成地区において、景観まちづくり市民団体である「青梅宿の景観を育む会」と協働で、「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづく行為の届出等の周知活動を行いました。	
6 無秩序な開発の防止	○ 市民参加、説明責任、情報公開の合意形成の仕組み作りに取り組みます。	○	開発行為については、「青梅市開発行為等の基準および手続きに関する条例」にもとづき、事業者に指導を行いました。(第4条:近隣関係住民等への周知、第5条:標識の設置、第35条:勧告、第36条:命令、第37条:発表)	

テーマ				
基本方針	取組の方向性			
	具体的施策	市の取組	2年度	
			実施の有無	内容(未着手の場合は、その理由)
ひと (2) 環境のためのネットワークを共に創る	ア パートナーシップの充実			
	7 市政への市民意見の反映	○ 政策立案段階からの市民参加の仕組みをつくります。	○	青梅市協働事業市民提案制度により、市民団体の提案テーマにもとづく事業を展開しています。
		○ ホームページを充実させ、市民と市の双方向の意見交換の仕組みをつくります。	△	市ホームページに電子メール「市民の声」、またはアンケートフォームを作成して各課で意見を集約し活用を図っています。
	8 環境情報の発信・共有化	○ 全庁的な環境政策の推進を図ります。	○	環境基本計画の推進に当たり、環境推進会議を設置しています。
		○ 窓口やインターネットで環境情報をすぐ閲覧できるようにします。	○	環境に関する情報をホームページで公開しています。
	イ 地域に根ざした環境への取り組み			
	9 子どもの視点の尊重	○ 子どもエコグループの活動を支援します。	○	おうめこどもエコクラブと、全国のこどもエコクラブ事務局をつなぐ窓口をしています。
	10 NPO等への支援	○ NPOなどの支援を行います。	○	本庁舎および各市民センターでNPO・市民活動団体に対して、活動の場所の提供および周知物等配布・掲示場所の提供を行い啓発活動を支援しました。
	11 市民参加によるまちづくりの推進	○ 市民によるまちづくりを支援します。	○	NPO法人・ボランティア団体・市民で構成する「青梅市協働事業市民推進委員会」を開催し、協働の推進を図りました。
	想像する (3) 自然を育む文化・歴史を伝える	ア 芸術・文化の創造と生活技術の伝承		
12 芸術文化を楽しむ場の充実		○ 市外の人へ郷土の文化を広く伝えます。	○	郷土博物館では、常設展示や企画展示により、郷土の歴史や文化を広く紹介しました。また、青梅市吉川英治記念館を開館し、母屋の公開や常設展示・企画展示を実施することで、郷土の文化を広く紹介しました。
		○ 芸術・文化活動に対して積極的に支援します。	○	市内で自主的な文化芸術活動を行う団体に対して、事業費の一部を助成し、文化財の所有者に対して、文化財保護のために補助金や報償金を支給しました。
13 地域文化・生活の知恵の伝承		○ 文化や生活技術などを記録し、伝承します。	○	市内の文化財などについて、青梅市文化財ニュースや広報おうめに掲載しました。
14 地域の歴史の学習と伝承	○ 昔話や民話・物語を、後の世代に伝えます。	○	青梅の民間伝承について、広報おうめ8月15日号に掲載しました。	
(4) マナーを守る地域コミュニティを育む	ア 環境に対するマナーの向上			
	15 ごみの排出ルールへの厳守	○ ごみ排出ルールの徹底に取り組みます。	○	ごみの分別をごみ情報誌、AIチャットボット、ごみ収集カレンダー、HP等で啓発しました。
	16 観光ごみの持ち帰り	○ 観光ごみの持ち帰り運動を推進します。	○	観光施設でごみ持ち帰りを促す張り紙を掲示しました。ホームページでハイキングコースと川のごみ持ち帰りについて呼び掛けました。
	17 ポイ捨て・不法投棄の防止	○ 道路の植え込みや公園等へのポイ捨てごみなど、適切に管理を行います。	○	剪定作業時等に、適正に管理を行いました。
		○ 定期的な不法投棄パトロールを強化します。	○	平日に市内全域対象にパトロールを実施しました。
		○ 喫煙のマナーアップや健康への影響について広報します。	○	市広報等での周知啓発を行っています。
		○ 公的施設での分煙を徹底します。	○	本庁舎および市民センター本館・体育館内は禁煙とし、外に喫煙所を設置して分煙を図りました。
18 ペットの飼い主のマナー向上	○ 「青梅市ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置の防止ならびに路上喫煙の制限に関する条例」を運用し、ペットの飼い主のマナー向上、分煙の徹底に向けて取り組みます。	○	イエローチョーク作戦の実施、市広報等での周知啓発を行っています。	

テーマ			
	基本方針	市の取組	2年度
			実施の有無 内容(未着手の場合は、その理由)
重点アクション 1	(1) 省エネルギー対策の推進		
	○ 市民のライフスタイルを見直し、省エネルギー活動のための情報提供として、環境家計簿等の市民向けパンフレットを作成します。(別紙『3-2①5ページ「エネルギー」(1)ア1にも記載)	△	東京都作成の「家庭の省エネハンドブック」を窓口で配布しています。
	○ 省エネルギーの取り組みを進めるための環境学習を企画・開催します。(別紙『3-2①5ページ「エネルギー」(1)ア1にも記載)	○	みどりのカーテンモニターやコンテストを実施しています。
	○ 省エネ家電、高効率空調設備、HEMS、BEMS等の省エネルギー設備の導入促進に努めます。	○	国等から提供されたパンフレット等を窓口で配布しています。
	○ 住宅や建築物の省エネルギー型の改修に向けた取り組みを推進します。	○	国等から提供されたパンフレット等を窓口で配布しています。
	○ 省エネルギーをはじめとして、環境に配慮した取り組みを積極的に推進している事業者を認定する制度の導入を検討します。(別紙『3-2①5ページ「エネルギー」(1)ア1にも記載)	△	市内事業者の地球温暖化対策の取り組み状況を把握するため、情報収集を実施しました。
	○ グリーン購入を推進します。(別紙『3-2①5ページ「エネルギー」(1)ア2にも記載)	○	全庁的にグリーン購入を推進し、市民に向けてパンフレットの配布を行っています。
	(2) 再生可能エネルギー等の導入促進		
	○ 再生可能エネルギー等に関する情報提供に努めます。	○	国等から提供されたパンフレット等を窓口で配布しています。
	○ 木質バイオマスの利用促進に努めます。(別紙『3-2①6ページ「エネルギー」(2)ア9にも記載)	○	国等から提供されたパンフレット等を窓口で配布しています。
	○ 木質バイオマスの活用に向けて、事業化の検討を行います。(別紙『3-2①6ページ「エネルギー」(2)ア9にも記載)	○	情報収集に努めました。
	○ 住宅や事業所、公共施設の屋根を活用した太陽光発電の普及に努めます。	○	屋根貸し事業を実施しています。また、国等から提供されたパンフレット等を窓口で配布しています。
	○ 小水力発電の導入を検討します。(別紙『3-2①6ページ「エネルギー」(2)ア10にも記載)	○	導入可能性を調査しましたが、現段階での導入は困難と判断し、見送ることとしました。
	○ 各家庭から回収した廃食用油をBDF化し、公用車などの燃料として活用します。	○	リサイクルセンターにおけるごみ処理で使用するホイールローダの燃料としてBDFを使用しています。また、回収した廃食用油は、BDF製造業者へ売払いを行っています。
	○ コージェネレーションシステムの普及啓発を図ります。(別紙『3-2①6ページ「エネルギー」(2)ア12にも記載)	○	国等から提供されたパンフレット等を窓口で配布しています。
	(3) 低炭素型の交通システムへの転換		
	○ 広報などを通してノーマイカーデーなど、車の使用を控えるように呼びかけます。(別紙『3-2①4ページ「大気」(2)イ10にも記載)	○	公共交通機関の推奨などを周知しています。
	○ エコドライブの重要性を周知します。(別紙『3-2①4ページ「大気」(2)イ13にも記載)	○	エコドライブステッカーの配布やポスターの掲示を行っています。
	○ 公共交通空白地域の改善に努めます。(別紙『3-2①4ページ「大気」(2)イ11にも記載)	○	河辺1～3丁目地区の住民アンケートを実施し、要望の把握に努めました。
○ 公共交通の利用促進を図ります。(別紙『3-2①4ページ「大気」(2)イ11にも記載)	○	公共交通ガイドやバスのペーパークラフトを配布し、利用促進を図りました。	
○ レンタサイクルシステムの充実を図ります。(別紙『3-2①4ページ「大気」(2)イ10にも記載)	○	東京都と公益財団法人東京都観光財団が実施した西多摩地域におけるシェアサイクル実証実験に協力しました。	

テーマ			
	基本方針	市の取組	2年度
			実施の有無 内容(未着手の場合は、その理由)
重点アクション 1	(3) 低炭素型の交通システムへの転換		
		○ 低公害車の導入促進に努めます。	○ 車両 23台を電気自動車、3台をプラグインハイブリッド車に更新しました。(新車 26台)・・・都指定低公害車区分選定。今後更新時、都指定低公害車の選定に努めます。
		○ 燃料電池自動車等の次世代自動車について調査研究します。 (別紙『3-2①5ページ「エネルギー」(1)ア3にも記載)	○ 電気自動車は導入しています。燃料電池自動車については注視していきます。
		○ 公用車の導入の際は、低公害車を選びます。 (別紙『3-2①5ページ「エネルギー」(1)ア3にも記載)	○ 車両 23台を電気自動車、3台をプラグインハイブリッド車に更新しました。(新車 26台)・・・都指定低公害車区分選定。燃料電池自動車については注視していきます。
	(4) 森林の整備による吸収源対策の推進		
		○ 森林の適正な維持管理を推進します。	○ 東京都が実施する多摩の森林再生推進事業の委託を受け、間伐および枝打ちを実施しました。また、公益財団法人東京都農林水産振興財団の森林循環事業に協力しました。
		○ 市民ボランティアや企業等と連携した森林保全活動を実施します。 (別紙『3-2①1ページ「緑」(1)ア2にも記載)	○ 「青梅の森」において、ボランティア団体と連携して、保全活動等を行っています。また、新たな担い手としての森林ボランティアの育成と組織化を図ることを目的に、一期1年間として育成講座を実施しています。
		○ 森林保全リーダーを養成していきます。 (別紙『3-2①1ページ「緑」(1)ア1にも記載)	○ 「青梅の森」で活動している任意のボランティア団体より、リーダー(委員長)を定めています。また、新たな担い手としての森林ボランティアの育成と組織化を図ることを目的に、一期1年間として育成講座を実施しています。
		○ 森林ボランティア活動のPRを行います。 (別紙『3-2①1ページ「緑」(1)ア2にも記載)	○ 「青梅の森」で市と協働しているボランティア団体の活動エリアに活動内容等記した看板を設置しPRするとともに、ホームページでもPRに努めています。また、森林ボランティアの育成講座を広報により募集しています。
		○ 緑に関する活動を行っている市民団体やNPO、企業等との交流の場づくりを検討します。 (別紙『3-2①1ページ「緑」(1)ア2にも記載)	○ 青梅りんけん、森守会の講師による、森林ボランティア育成講座を実施しています。また、市民提案型協働事業の延長として様々な団体で構成した「身近な森林の活用を考える会」の中で交流が図られています。青梅の森では、市および市民協働団体(7団体)で交流の場を設け情報交換等を行いました。
	○ 森林に対する環境保全のための、支援制度について検討します。 (別紙『3-2①1ページ「緑」(1)ア1にも記載)	○ 任意のボランティア団体が、「青梅の森」の運営・保全について協議できる場を設けています。	
	○ 市の公共施設の建設においては、地域木材の使用に努めます。また、地域木材を使用した木製品の採用に努めます。 (別紙『3-2①1ページ「緑」(1)イ4にも記載)	○ 施設整備の工事において木材を使用する場合は、設計図書で多摩産材を指定し、使用しています。	
	○ 地域木材の普及PRを促進します。 (別紙『3-2①1ページ「緑」(1)イ4にも記載)	○ 森林の循環を円滑に促進するため、地域産材である多摩産材の普及PRを図り、公共施設および民間での利用拡大の推進を検討しています。	
	○ 間伐材の利用方法について検討し、間伐材の利用を推進します。 (別紙『3-2①1ページ「緑」(1)イ4にも記載)	○ 市内の未利用の森林資源の搬出と流通を促進させるにあたり、仕組みづくりを検討するために、地域内エコシステムの実現可能性調査により実施しました。	
重点アクション 2	(1) 4Rの推進		
		○ グリーンコンシューマー運動推進のための情報を提供します。 (別紙『3-2①5ページ「ごみと資源」(1)イ5にも記載)	○ 広報等により啓発しました。
		○ リターナブル・リサイクル製品の購入・使用を推進します。	○ 広報等により啓発しました。
		○ リサイクル推進協力店を支援します。 (別紙『3-2①5ページ「ごみと資源」(1)イ7にも記載)	○ リサイクル推進協力店をHPで紹介しました。また、広報により新規募集を行いました。
		○ レジ袋をもらわない、マイバッグ持参運動を推進します。 (別紙『3-2①5ページ「ごみと資源」(1)イ6にも記載)	○ 青梅市オリジナルマイバッグを作成し、市民への意識調査アンケートとともにマイバッグを配布し、マイバッグ持参への啓発活動を行う予定でしたが、コロナウイルス拡大防止の観点からマイバッグ作成のみに留まりました。
	○ 修理・リフォーム・再商品化技能者を支援します。 (別紙『3-2①5ページ「ごみと資源」(1)イ7にも記載)	○ 産業観光まつりで玩具修理ブースを設けていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により産業観光まつりが中止となりました。	

テーマ			
	基本方針	市の取組	2年度
			実施の有無 内容(未着手の場合は、その理由)
重点アクション 2	(1)4Rの推進		
		○ 紙類、プラスチック容器包装類の再資源化を図ります。	○ 分別収集を行い、再資源化を図りました。
		○ サーマルリサイクルを含め、プラスチック類の全量リサイクルを推進します。 (別紙『3-2①5ページ「ごみと資源」(1)ウ8にも記載)	○ ごみの分別を行い、資源化を図りました。
		○ 資源の集団回収を奨励します。 (別紙『3-2①5ページ「ごみと資源」(1)イ7にも記載)	○ 資源物は、地域の集団回収に出すよう協力を呼び掛ける啓発を広報、ごみ減量・リサイクル通信およびHPで行いました。
		○ 民間事業者が誰でも参加できるようなリサイクルのネットワーク体制を作ります。 (別紙『3-2①5ページ「ごみと資源」(1)ア3』にも記載)	○ リサイクル推進協力店認定制度を実施しています。
		○ リサイクルや処理方法に関するネットワーク運動を支援し、地域内処理の仕組みづくりを検討します。 (別紙『3-2①5ページ「ごみと資源」(1)ウ9にも記載)	○ 市内でフードバンク活動をしている「フードバンク青梅」に、市がフードドライブで回収した食品等を寄付し、地域内における食品類の有効活用を図りました。
		○ 授業や学校活動において、児童・生徒が4Rについて学習する機会を増やします。 (別紙『3-2①5ページ「ごみと資源」(1)イ5にも記載)	○ 小・中学校の家庭科・総合的な学習の時間等の中で取り組みました。
	(2)ごみ削減強化と資源化の推進		
		○ 1人1日当たりの燃やすごみ排出量を510gに減量に向けて、市民・事業者等を対象に、ごみ処理の現状等に関する講座を展開するとともに、減量についてアイデアを募集し、ごみ減量の協力を呼び掛けます。 (別紙『3-2①5ページ「ごみと資源」(1)ア4にも記載)	○ 出前講座を実施し、市民へごみ減量の協力を呼び掛けました。
		○ ごみの分別について周知徹底を図り、ごみの資源化を推進します。	○ ごみの分別をごみ情報誌、AIチャットボット、ごみ収集カレンダー、HP等で啓発しました。
		○ 不燃残渣の資源化を推進します。	○ ガラス、陶磁器等の不燃残さを分別収集し、資源化しています。
		○ 拡大生産者責任の強化を国や都、事業者に要請します。 (別紙『3-2①5ページ「ごみと資源」(1)ア2』にも記載)	○ 都に対して、東京都市町村清掃協議会を通じて、EPR(生産者責任)法の整備による事業者責任の拡大を国に要請するよう要望しました。
	(3)バイオマスエネルギーの活用		
		○ 間伐材や剪定枝等の木質バイオマスの活用について検討します。	○ 情報収集に努めました。
		○ 燃料となる木質チップや木質ペレットへの加工、木質バイオマスボイラーや木質ペレットストーブの導入・普及など、木質バイオマスエネルギーの活用に向けた仕組みのあり方や事業化方策について検討します。	○ 情報収集に努めました。
		○ 廃食用油の更なる回収方法について検討します。	□ リサイクルセンターへの持込みのほか、各種イベントで回収を実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大のためイベント回収は中止としました。
		○ 廃食用油をBDF化し、公用車などの燃料として活用します。 (別紙『3-2①6ページ「エネルギー」(2)ア11にも記載)	○ リサイクルセンターにおけるごみ処理で使用するホイールローダーの燃料としてBDFを使用しています。また、回収した廃食用油は、BDF製造業者へ売払いを行っています。
	○ エネルギー効率の高い廃棄物発電・熱利用設備やバイオマス利用設備の導入など、未利用エネルギーの活用方策について調査・検討します。	○ 情報収集に努めました。	

テーマ			
	基本方針	市の取組	2年度
			実施の有無 内容(未着手の場合は、その理由)
重点アクション 2	(4)農産物等の地産地消の推進		
	○ 地元産の農産物の販売促進や学校給食などへの使用を通じて、農産物の地産地消を促進します。	○	青梅市そさい振興会学校給食部会等を通じて、市内で生産された農産物を学校給食の献立に積極的に使用し、地産地消の推進に努めました。 さらに、農協を通じて青梅産米『キヌヒカリ』を3学期の各月に1回ずつ使用しました。 ※余剰分が生じたため、次年度4月に使用することとしました。 《令和2年度使用農産物》 キャベツ・小松菜・白菜・長ねぎ・人参・大根・じゃが芋・里芋・ブルーベリー・青梅産米
	○ 生ごみのたい肥化に向けた取組を推進します。	□	ダンボールコンポストを使用した生ごみたい肥化の講習会を開催する予定でしたが、コロナウイルス拡大防止の観点から中止しました。
	○ 市庁舎等の市の施設には、地域木材の使用に努めます。	○	施設整備の工事において木材を使用する場合は、設計図書で多摩産材を指定し、使用しています。
	○ 地域木材の利用促進にむけたPRを行います。	○	森林の循環を円滑に促進するため、地域産材である多摩産材の普及PRを図り、公共施設および民間での利用拡大の推進を検討しています。
	○ 小・中学校では、地域木材を使用した木製品の利用を促進します。 ○ 間伐材の利用を推進します。	○ ○	令和2年度のトイレ改修工事では、多摩産材を一部使用しました。 間伐材の利用には、東京都の森林の特徴である急傾斜地であることから、搬出コストが掛かります。また、間伐材の利用する施設・設備がないと利用促進は図れません。バイオマス等について更なる検討をしていきます。
重点アクション 3	(1)「知る」～生物多様性への理解の促進		
	○ 市民・事業者と協働で、市内の自然環境の特性ごとに、生物の生息状況調査を実施し、実施把握を行います。	○	青梅ひとと生き物イキイキプランの施策に反映しました。
	○ これまでに行われてきた保全活動や調査等のデータを集約し、青梅市生物多様性地域戦略の策定に生かします。	○	データを反映し、平成30年8月に青梅市生物多様性地域戦略「ひとと生き物イキイキプラン」を策定しました。
	○ 市民参加型のモニタリング方法を研究し、収集した市内の生物多様性に関する情報の収集・発信などの仕組みづくりを検討します。	○	青梅ひとと生き物イキイキプランの施策に反映しました。
	○ 青梅市生物多様性地域戦略を策定し、生物多様性のよりの確かな状況把握に向けた取組や市民・事業者へのPR・啓発方策のあり方を明らかにします。	○	データを反映し、平成30年8月に青梅市生物多様性地域戦略「ひとと生き物イキイキプラン」を策定しました。
	○ 生物多様性に係る情報や取り組みを多様な視点、多様な手法により発信し、生物多様性への理解を促進していきます。	○	青梅ひとと生き物イキイキプランの施策に反映しました。
	(2)「守り、育てる」～生物の生息・生育環境の保全と再生		
	○ 青梅市生物多様性地域戦略を策定し、生物の生育・生息環境の保全と再生に向けた具体的な取組を明らかにします。	○	データを反映し、平成30年8月に青梅市生物多様性地域戦略「ひとと生き物イキイキプラン」を策定しました。
	○ グリーンマップを作成します。 (別紙「3-2①2ページ「緑」(2)イ8にも記載)	○	平成28～29年度に生物の生息・生育環境を調査し、マップデータを作成しました。
	○ 青梅の森を、身近な里山として、市民や各種団体等と協働し保全を行います。	○	市および市と協働する市民団体(7団体)で保全活動等を実施しました。
	○ 民間林の造林や間伐等を支援するとともに、企業の森等において森林の整備を推進し、森林の多面的な機能の回復に努めます。	○	東京都が実施する多摩の森林再生推進事業の委託を受け、間伐および枝打ちを実施し、また、公益財団法人東京都農林水産振興財団の森林循環事業に協力しました。
	○ 河辺地区の「水辺の楽校」をはじめとする水辺空間の積極的な活用を推進するとともに、新たな水辺空間の整備について、関係機関と連携して検討・推進します。	□	おうめ水辺の楽校運営協議会の構成団体と親水事業を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。
○ 地域の生態系への悪影響が懸念される特定外来生物への対策を推進します。	○	アライグマ・ハクビシンの生息調査と駆除を実施しました。また、広報、HP、チラシ、ケーブルテレビを通じて、事業の市民周知を行いました。	

テーマ			
	基本方針	市の取組	2年度
			実施の有無
重点アクション 3	(3)「伝える」～生物多様性の承継	○ 青梅市生物多様性地域戦略を策定し、生物多様性を次世代に承継するための具体的取組を明らかにします。	○ データを反映し、平成30年8月に青梅市生物多様性地域戦略「ひとと生き物イキイキプラン」を策定しました。
		○ 自然環境に配慮した遊歩道・ハイキングコースの整備を行います。 (別紙『3-2①2ページ「緑」(2)イ8にも記載)	○ 「青梅の森」では、法にもとづく動植物の生息、生育地として自然環境に配慮し、散策路等の点検、修繕を実施しました。また、公園においても、自然環境に配慮し、維持管理を実施しました。
		○ 地域木材の普及PRを促進します。 (別紙『3-2①1ページ「緑」(1)イ4にも記載)	○ 森林の循環を円滑に促進するため、地域産材である多摩産材の普及PRを図り、公共施設および民間での利用拡大の推進を検討しています。
		○ 地域木材を使用した木工の体験・販売施設を検討します。 (別紙『3-2①2ページ「緑」(1)イ4にも記載)	○ 森林ボランティア育成講座の中でネイチャークラフト教室を実施しました。
	(4)「参加する」～協働による生物多様性への取組	○ 青梅市生物多様性地域戦略を策定し、生物多様性の取組について多様な主体が参加・協働するための仕組みをつくります。	○ データを反映し、平成30年8月に青梅市生物多様性地域戦略「ひとと生き物イキイキプラン」を策定しました。
		○ 市民が動植物の実態把握調査の一部に参加する仕組みや体制、さらにその結果を活用した普及啓発の方法について検討し、実施していきます。	○ 青梅ひとと生き物イキイキプランの施策に反映しました。
		○ 市民等との協働事業等も活用し、生物多様性の取組を推進していきます。	○ 令和元年度に市民提案協働事業で蛍保護や里山に関するシンポジウムを開催しました。
		○ 生物多様性の保全と再生を目的とした活動を行う団体への支援を図り、自主的な取り組みを活性化させます。	○ おうめ環境ニュースで団体の活動紹介の記事を作成し、広く周知を行いました。
		○ 学校教育や体験学習等を通じ、将来を担う若い世代の生物多様性に係る関心と認識の向上を図ります。	○ ヤマメの飼育体験教室を第二小学校、第六小学校、第七小学校、友田小学校と協働で開催しました。また、特別の教科道徳や理科の時間をはじめ、環境教育の一環として、生命の尊さや多様性について学習しました。
		○ 生物多様性の大切さや魅力を伝えるリーダーやコーディネーターとしての人材活用・育成の仕組みづくりを進めます。	○ 青梅ひとと生き物イキイキプランのモデルプロジェクトに反映させました。
		○ 生物多様性に係る活動の情報交換・人材交流の機会・場の創出を図ります。	□ おうめ環境フェスタの出展を通して機会を提供する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。
		○ 特産物の育成や地産地消の推進、人にも環境にもやさしい環境保全型農業への転換など、持続可能な農業を推進できるよう支援します。	○ 地産地消の推進や環境保全型農業への支援など、農業振興に努めました。
		○ 遊休農地などを活用し、市民が農業にふれあうことのできる農業体験の場をつくるとともに、生物多様性に係る関心と認識の向上を図る場としても活用します。	○ 市民が農業にふれあえるよう、市民農園を引き続き実施しました。
○ グリーンコンシューマー(環境に負荷の少ない行動をする消費者)が一人でも増えるよう、環境負荷の少ないライフスタイルの実践と定着に向けた普及啓発等の運動を推進します。	○ 広報等により啓発しました。		
○ 環境にやさしい企業・事業活動の推進を図ります。	○ クールビズ、ウォームビズ、エコドライブ等の周知啓発を企業等を対象に行いました。また、事業者向けの省エネやエコに関するパンフレットを窓口で配布しました。		

9 青梅ひとと生き物イキイキプラン 令和2年度 市の取組一覧

○・・・令和2年度中に実施(新型コロナウイルス感染症による延期または中止を除き令和2年度以前に一度でも実施した場合を含む。)
 □・・・令和2年度中に実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症により延期または中止となったもの(令和2年度以前から継続実施していた場合を含む。)
 △・・・調査・検討段階
 —・・・未着手

第7章 施策		基本方針		施策の柱	
1 方 針 1	取組 実態を把握し、効果的な取り組みにつなげます	実施の方向性	具体的な取組み	2年度	
				実施の有無	内容(未着手の場合は、その理由)
2 方 針 2	【守り、育てる】山・里・川・まちの多様な自然環境を守り、育てます	(1) 生き物の生息・生育状況の継続的な把握と情報の活用			
		① 生き物の生息・生育状況調査の実施	○ 市民協働による生き物調査の実施	○	平成28～29年度に青梅ひとと生き物イキイキプランの策定にあたり、市民による生き物調査員を委嘱し、生き物調査を実施しました。
		② 情報収集のしくみづくり	○ 生き物情報データベースの構築	○	青梅ひとと生き物イキイキプランの策定にあたり実施した生き物調査データをまとめたものをGISとして利用できるようにしました。また、外来生物の捕獲状況をデータ化し、今後の保全計画や市民周知に活用するため、GISの改修の予算要求を行いました。
		(1) 山地の保全と活用			
		① 自然林の保全	(秩父多摩甲斐国立公園の玄関口にあたる御岳山、高水三山周辺のブナ・イヌブナなどの自然度の高い環境については、自然公園法の国立公園制度にもとづき、国や都と連携しながら、良好な自然環境や風景の保全を図ります。)	(○)	(市では秩父多摩甲斐国立公園内については東京都環境局の御岳山・日の出山地区自然公園管理運営協議会に参加しました。)
		② 森林整備の推進	○ 東京都の多摩森林再生事業を通じた、スギ・ヒノキの間伐	○	東京都が実施する多摩の森林再生推進事業の委託を受け、間伐および枝打ちを実施しました。また、公益財団法人東京都農林水産振興財団の森林循環事業に協力しました。
			○ 東京都の森林循環促進事業による森づくりの推進	○	公益財団法人東京都農林水産振興財団と連携し、森林循環の促進に向けて主伐事業によるスギ・ヒノキ林を伐採し、花粉の少ないスギ等への樹種更新に努めました。
		(2) 丘陵地の保全と活用			
		① 里山林の保全と活用	○ 「青梅の森事業計画」にもとづく保全と活用	○	市および市民団体との協働により里山復活に向けた樹林の保全活動を通年で実施し、間伐などで発生した材を「青梅の森」の普及啓発事業である「原木きのこ栽培教室」等で利用しました。また、北谷津湿地も協働により、ヨシ刈り、ヨシ抜き作業等の保全活動を実施しました。
		② 湿地環境の保全			
		(3) 河川や水辺、崖線樹林や水資源の保全			
		① 河川の生態系の保全	○ 水生生物の調査および保全の推進	□	親水事業を通じて水生生物の調査と保全に対する周知啓発を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。
			○ 市の施設における水生生物展示や移動水族館等を通じたPR	□	親水事業を通じて水生生物展示等を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。
		② 崖線樹林の保全	○ ルールにもとづく崖線樹林の保全	○	「立川崖線緑地保全地域」、「千ヶ瀬特別緑地保全地区」では、保全計画にもとづく維持管理を実施しました。また、周辺住民への安全性を考慮した緑地保全に努めました。
			○ 地域連携による広域的な崖線樹林の保全	○	多摩川由来の崖線を保有する8自治体で構成される「多摩川由来の崖線の緑の保全を保全する協議会」に所属し、保全について検討する場を設けています。
			○ 多摩川と一体となった景観の形成	○	計画で定めた区域における、樹木の伐採、間伐など一定の行為は、届け出対象として基準に適合するよう助言、指導を行っています。
		③ 水資源の保全	○ 関係団体との連携による、源流域の森林の保全および普及啓発	□	環境フェスタにて実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。
			○ 透水性舗装等の整備推進	○	道路占用工事における復旧の際に透水性舗装を指導しています。道路の透水性舗装整備を1箇所(幹32号線)行いました。開発行為など条例適用事業では、雨水処理は原則として浸透施設を整備して処理をしています。
			○ 雨水浸透施設・雨水小型貯留地施設設置への補助	○	雨水浸透施設補助 15件 69個 2,615千円 雨水小型貯留槽設置補助 11件 12個 245千円
		④ 水質の保全	○ 河川や地下水等の水質調査の実施	○	定期的に河川の水質調査を行っています。
			○ 市民・事業所等の排水に関する指導・啓発	○	特定施設等を設置している33事業場に対して水質検査を3回/年行い、排水基準を超過した事業所へは、注意、指導を行いました。(新型コロナウイルス感染予防に伴い、第1回目の水質検査が中止されました。)
			○ 計画にもとづいた公共下水道や公設浄化槽の整備推進	○	令和2年度の浄化槽整備事業については、申請にもとづき7基を新たに設置し、3基の個人所有合併処理浄化槽を受け入れました。これにより平成27年事業開始より合計288基が公設浄化槽となりました。

第7章 施策					
基本方針					
施策の柱					
2 方針2	【守り、育てる】山・里・川・まちの多様な自然環境を守り、育てます	施策の方向性	具体的な取組み	2年度	
				実施の有無	内容(未着手の場合は、その理由)
(4)身近な自然の保全・育成					
		①農地の保全	○ 東京都エコ農産物の生産支援	○	青梅市そさい振興会有機農業部会に対し、優良有機堆肥購入費の補助を行うとともに、環境保全型農業推進資材購入の支援を行いました。
		②生き物に配慮した公園の管理	○ 生物多様性の確保に配慮した公園樹木の伐採	○	公園利用者の利便性、安心・安全の確保を図りながら、自然環境や生物多様性の確保に配慮した伐採を実施しました。
			○ 在来種に配慮した公園樹木・草花の選定	○	公園緑地等の適正な管理・育成を図っていますが、緑を更新する際には、郷土種や在来種に配慮した樹木・草花の種類を選定するよう努めました。
		③まちなかの緑化推進	○ 生け垣設置の助成	○	生け垣設置への助成制度を継続し、緑豊かな潤いのあるまちづくりを推進しました。
			○ みどりのカーテンの推進	○	公共施設でみどりのカーテンを育ててもらっています。
		④緑の回廊づくり	○ 緑の連続性に配慮した街路樹の維持管理	○	枯れた街路樹の伐採を行った箇所到低木(サツキ)を200株植樹しました。
(5)特定外来生物等への対策推進・有害鳥獣による被害の防止					
		①特定外来生物等への対策推進	○ 外来種等の調査および対策の検討および推進	○	アライグマ・ハクビシンの生息状況調査および駆除対策を実施しました。
			○ 市内に生息・生育する侵略的外来種のリスト化	○	平成28～29年度に調査を実施し、得られたデータをリストにしました。
		①特定外来生物等への対策推進	○ 外来種の飼育等に関する市民への情報発信	○	外来種に関する情報を広報、HP、ケーブルテレビで情報発信しました。また、市内小中学校や市民センターにチラシを配布しました。
			○ 特定外来生物の対策検討	○	アライグマ・ハクビシンの生息状況調査および駆除対策を実施しました。また、外来種防除のチラシを市内小中学校や市民センターに配布し、啓発を行いました。また、「青梅の森」では、青梅の森事業計画書にもとづく外来種対策として、「青梅の森」内で確認された特定外来生物として、植物では「オオキンケイギク」、動物では「アライグマ」の駆除・捕獲を実施しました。
		②有害鳥獣による被害の防止	○ 鳥獣被害の調査・対策	○	農作物被害防止のため、東京都猟友会青梅地区と業務委託契約を結び、有害鳥獣の捕獲に努めました。
			○ 被害防止のための市民への情報発信	○	農業委員会だより等で、被害防止のためのPRを行いました。
			○ 市内猟友会や周辺自治体との連携による有害鳥獣の捕獲	○	東京都猟友会青梅地区と業務委託契約を結び、有害鳥獣の捕獲に努めるとともに、周辺自治体と協定を結び駆除に努めました。
			○ 東京都・周辺自治体と連携した対策の検討	○	東京都から有害駆除の補助を受けるとともに、周辺自治体と連携し、駆除に努めました。
(1)生物多様性の恵みを活かした産業振興・文化振興					
3 方針3	【活かす】生物多様性の恵みを、まちづくりに活かします	①遊歩道・ハイキングコースの普及	○ 遊歩道・ハイキングコースの適正な維持管理	○	シルバー人材センターおよび地元自治会等に委託し、トイレ清掃やハイキングコースの維持管理を行っています。
			○ ハイキングや登山のフィールドとしてのPR	○	各種観光イベントや観光施設において、ハイキングコースMAPなどを設置・配布し、PRを行っています。
		②自然資源を活かした観光振興	○ 豊かな自然や歴史・文化を活用した観光商品の検討	○	令和元年度におうめ！観光戦略創造プロジェクトにおいて、市内文化財等をめぐるサイクリングコースを造成し、サイクリングMAPを作成し観光協会HPなどで周知しています。
		③生物多様性の恵みを活かした特産品づくり	○ 6次産業化の推進	○	霞園芸生産組合に対し、補助を行い、6次産業化の推進に努めました。
		④自然が育む文化の継承	○ 地場産業や伝統工芸の記録・保存	○	市民から青梅の林業や青梅夜具地に関する資料などの寄贈を受け、保存しました。
○ 昔話や民話の記録・保存	○		青梅の民間伝承について、広報おうめ8月15日号に掲載しました。		

第7章 施策					
基本方針					
施策の柱					
実施の有無	内容(未着手の場合は、その理由)	施策の方向性	具体的な取組み		
		2年度			
3 方針3	【活かす】生物多様性の恵みを、まちづくりに活かします	(2)地域木材の活用			
		①地域木材の活用推進	○ 公共施設における積極的な地域木材の活用	○	施設整備の工事において木材を使用する場合は、設計図書で多摩産材を指定し、使用しています。
			○ 地域木材を使用した木工製品の流通体制や、地元産の木材の安定調達方法の検討	○	森林の循環を円滑に促進するため、地域産材である多摩産材の普及PRを図り、公共施設および民間での利用拡大の推進を検討しています。
			○ 木工体験の実施	○	森林ボランティア育成講座で、ネイチャークラフト教室を実施しました。
		②地域木材の普及PR	○ さまざまな機会をとらえた地域木材の普及PR	○	森林の循環を円滑に促進するため、地域産材である多摩産材の普及PRを図り、公共施設および民間での利用拡大の推進を検討しています。
			○ 木質バイオマスエネルギーの有効活用の推進に向けた検討	○	情報収集に努めました。
		(3)河川や水辺の活用			
		①水辺の活用	○ 「水辺の楽校」を通じた水辺の活用	□	親水事業を市民団体と協働で実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。
		②新たな水辺空間の整備の検討	○ 新たな水辺空間の整備の検討	○	台風被害等による水辺の環境の変化について、水辺環境団体から情報収集を行い、検討を行いました。
		(4)農とのふれあいの推進			
		①地産地消の推進	○ 学校給食における地場農産物の活用	○	学校給食の献立に地場農産物を積極的に使用しました。 ≪使用した地場農産物≫ キャベツ・小松菜・白菜・人参・長ねぎ・大根・じゃが芋・里芋・精米・ブルーベリー 10品目 ※ 精米は、1月～3月で各1回使用 なお、余剰分が生じたため、次年度4月に使用することとした。 ※ ブルーベリーは、ゼリーに加工して提供
			○ 直売所等の支援	○	軽トラ市を実施し、地産地消の推進に努めました。
②農業体験の場づくり	○ 市民農園の運営	○	市民農園16か所、800区画の利用運営を図りました。		
	○ 農家開設型市民農園および農業体験農園の開催支援	○	農家開設型市民農園と農業体験農園の開設者を広報で募集しました。		
	○ 花木園の体験学習農園の貸し出し	○	花木園の体験学習農園の貸し出しを行いました。		
4 方針4	【広める】青梅の魅力を伝え、自然や生き物の魅力を伝えます	(1)生物多様性に関する普及啓発			
		①生物多様性に関する情報発信	○ 市のHPや市の施設等を活用した生物多様性に関する情報発信	○	おうめ環境ニュースに記事を掲載し、公共施設や市内小中学校等への配布を通して、市民啓発を行いました。
			○ 生物多様性に関する啓発資料の作成	○	アライグマ・ハクビシンや、オオキンケイギクの周知チラシを作成し、市内小中学校や市民センターに配布しました。
			○ 観光客が多く訪れる施設等との連携による情報発信	○	おうめ環境ニュースに記事を掲載し、JR各駅(青梅、東青梅、河辺、小作)や観光協会、市の施設等に送付しました。
②イベント等を通じた普及啓発	○ おうめ環境フェスタの開催	□	おうめ環境フェスタで生物多様性パネル展示等を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。		
5 方針5	【参加・協働する】みんなが生物多様性の保全に取り組む	(1)協働の推進			
		①市民参加の調査のしくみづくり	○ 市民参加の調査のしくみの検討	○	平成29年度に市民参加の調査に活用するため、市内の生き物の生息・生育状況の基礎資料となる生き物調査実施データを集約し、GISシステムに反映しました。
		②市民協働の取組み推進	○ 市民提案協働事業の活用による生物多様性の取組み推進	○	市民提案協働事業において、「生物多様性に関する普及啓発」「地球温暖化対策」をテーマとした事業の提案を募集しました。
		③市民活動の支援	○ 市民による公共空間の保全活動や美化活動の支援	○	公共の場の清掃のため、ごみ袋(ボランティア袋)を支給するとともに、排出されたごみの収集支援も行いました。
			○ 市民団体の活動を発表できる場の提供	○	おうめ環境ニュース内に市民団体紹介のページを作成し、活動内容について広く周知を行いました。
④情報交換・人材交流の場づくり	○ 生物多様性にかかわる活動の情報交換・人材交流の機会・場の検討	□	おうめ環境フェスタで機会を提供する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。		

第7章 施策					
基本方針					
施策の柱					
実施の有無	2年度	施策の方向性	具体的な取組み		
		内容(未着手の場合は、その理由)			
5 方 針 5	に「参加・協働する」みんなが丸となって、生物多様性の保全	(2)人材の育成			
		①人材育成・活躍の機会づくり	○ 本市の自然環境に詳しい人材の把握と活用 ○ 森林ボランティア育成講座の開催	○	生物多様性の保全等を行う方に、生物多様性保全協議会の委員として参加してもらっています。
		②学校における環境学習の推進	○ 畑や水田での生産体験学習の推進	○	新たな担い手としての森林ボランティアの育成と組織化を図ることを目的に、一期1年間として育成講座を実施しています。
			○ 学校ビオトープの活用	○	総合的な学習の時間にて、農家の協力を得て、生産体験等を行いました。
			○ 学校における環境学習の推進	○	総合的な学習の時間等で、体験的な学習等を行いました。
		③体験学習等の場づくり	○ 生き物や自然環境をテーマとして盛り込んだ講座の実施	○	飛び出せ！夏のサイエンスキッズという夏休みの小学生向け科学講座にて、生物に関する講座を行いました。
		(3)環境配慮行動の推進			
		①環境負荷の少ない生活様式の推進	○ 環境に配慮した商品についての普及・啓発 ○ 公共施設における環境配慮のアピールを通じた環境配慮行動の推進(施設所管課、環境政策課)	○	グリーン適用品の購入を推進しました。
			○ 本庁舎は、自然換気システム、太陽光発電、雨水利用等の環境に配慮した建物であることをホームページ等でお知らせしました。定期的な芝刈り、草むしり、低木剪定等により緑地を保全するとともに、総合体育館に観葉植物を常設し、施設緑化によるアピールを行いました。	○	
		②環境にやさしい事業者・事業活動の促進	○ 事業者のCSR活動や環境活動への参加促進	○	CSR活動や環境活動に積極的な事業者へ市施設業務の推薦をしました。

10 第2次環境基本計画環境目標値に対する直近値

指標	目標値	直近値
森林面積	6,464ha	6,464ha (令和元年度)
経営耕地面積	201ha	155ha (平成27年度)
河川(市内各地点)のBOD環境基準達成度	100%	100% (令和2年度)
二酸化硫黄濃度(市役所屋上)(年平均)	0.001ppm	0.001ppm (令和2年度)
大気中ダイオキシン類濃度(市役所2階テラス)	0.016~0.014 pg-TEQ/m ³	0.019~0.0082 pg-TEQ/m ³ (令和2年度)
主要交差点における二酸化窒素の測定値(ppm)	0.026~0.010ppm	0.017~ 0.006ppm (令和2年度)
主要道路における騒音の測定値(dB)	72~50dB以下	70~57dB (令和2年度)
市民1人1日当たりの燃やすごみ排出量	510g	562g (令和2年度)
市民1人1か月当たりの電力使用量	388kWh/人・月	384kWh/人・月 (令和2年度)